

朱書部分が令和3年10月26日改正部分です。

2千保障福第1379号  
令和2年10月30日  
改正 令和3年10月26日

特定相談支援事業所  
障害児相談支援事業所  
地域移行支援事業所  
日中活動系サービス事業所  
施設入所支援事業所  
訪問系サービス事業所  
自立生活援助事業所  
地域定着支援事業所  
短期入所事業所

管理者様

千葉市保健福祉局  
高齢障害部  
障害福祉サービス課長

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

千葉市において地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる5つの機能の一部を担う市内の事業所につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届出いただくことで、後述する所定の加算を算定できることとしました。

該当事業所におかれましては、お手続きいただきますようお願いいたします。

### 1 拠点等の5つの機能

#### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能

#### (2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### (3) 体験の機会・場

病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### (5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

## 2 届出により算定が可能となる加算

### (1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

<p>①<u>地域生活支援拠点等相談強化加算</u> 700単位/回</p> <p>地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）</p>
<p>②<u>地域体制強化共同支援加算</u> 2,000単位/回（月1回を限度）</p> <p>地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に算定</p>

### (2) 地域移行支援事業所が対象の加算

<p>①<u>体験利用加算</u></p> <p>障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・初日から5日目まで 500単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）</li><li>・6日目から15日目まで 250単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）</li></ul>
<p>②<u>体験宿泊加算（Ⅰ）</u></p> <p>一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して15日以内に限り算定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>300単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）</li></ul>
<p>③<u>体験宿泊加算（Ⅱ）</u></p> <p>夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定に、②及び③を合計して15日以内に限り算定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>700単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）</li></ul>

### (3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算

<p>①<u>体験利用支援加算</u></p> <p>障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・初日から5日目まで 500単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）</li><li>・6日目から15日目まで 250単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）</li></ul>
--

### (4) 施設入所支援事業所が対象の加算

<p>①<u>体験宿泊支援加算</u> 120単位/日</p> <p>施設利用者の体験宿泊を支援した場合に算定</p>
---

- (5) 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）が対象の加算

①緊急時対応加算

個別支援計画に位置付けられていない訪問系サービスを、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定

100単位/回（月2回を限度）

+50単位/回（地域生活支援拠点等の場合）

- (6) 自立生活援助事業所が対象の加算

①緊急時支援加算

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に支援を行った場合に算定

・緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日（訪問又は一時的な滞在による支援）

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日（電話相談援助）

- (7) 地域定着支援事業所が対象の加算

①緊急時支援費

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき支援を行った場合に算定

・緊急時支援費（Ⅰ） 712単位/日（訪問又は一時的な滞在による支援）

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・緊急時支援費（Ⅱ） 95単位/日（深夜における電話相談援助）

- (8) 短期入所事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等である場合の加算

短期入所のサービス利用の開始日に加算（緊急時の受入れに限らない）

+100単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

### 3 届出手続きについて

- (1) 各事業所において、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定する。
  - (2) 下記の届出書類を、**適用開始日の前月15日までに**障害福祉サービス課あて提出する。
    - ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
    - ② 変更届出書
    - ③ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書  
※介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表も含む
    - ④ 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（該当する場合）  
※障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表も含む
    - ⑤ 変更後の運営規程
- ※ 届出事業所については、市のホームページ等で公表します。

### 4 留意点

- (1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも1(1)「相談」、(2)「緊急時の受入れ・対応」、(5)「地域の体制づくり」の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
- (2) 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所及び施設入所支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも1(3)「体験の機会・場」の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
- (3) 訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所及び短期入所事業所が届出を行う場合は、少なくとも1(2)「緊急時の受入れ・対応」の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
- (4) 2(1)～(8)に掲げる加算の算定にあたっては、それぞれ別途厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うこととされていますが、2(1)②地域体制強化共同支援加算及び2(3)①体験利用支援加算に関する記録につきましては、様式例を下記5(1)のホームページに掲載しましたのでご利用ください。

### 5 参考

- (1) 千葉市 地域生活支援拠点等ホームページ  
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/chiikiseikatsukyoten.html>
- (2) 厚生労働省 地域生活支援拠点等ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

#### 【問い合わせ先】

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号  
千葉中央コミュニティセンター1階  
千葉市保健福祉局高齢障害部  
障害福祉サービス課地域支援班・施設支援班  
TEL：043-245-5228・5174／FAX：043-245-5630  
メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp